平成２７年（フ）第５６８号
埼玉県春日部市内牧3701番地１　ウェルガーデンエミナース春日部
債務者　光山多津夫
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５８１号
埼玉県草加市中根２丁目９番24号　ハマノハイツ５―105号
債務者　白石　栄子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１８０８号
名古屋市名東区引山３丁目403番地　市営引山荘１棟106号
債務者　水野　久貴
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３０号
兵庫県西宮市津門大箇町６番26―503号、前住所兵庫県西宮市戸田町４番７―401号
債務者　山路　光子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４０号
兵庫県西宮市上ケ原山田町４番143―213号
債務者　脇田　政典
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７５号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町11番６―51号
債務者　田原ヒナ子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第７６号
鹿児島県奄美市名瀬春日町14番７―41号
債務者　武原沙央梨
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１１５号
鹿児島県鹿屋市花岡町4276番地８
債務者　小島　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第６３４号
熊本市中央区南熊本３丁目６番13号　エクセラン南熊本201
債務者　古賀　健一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５９４号
北九州市小倉南区下曽根４丁目19番１号（201）
債務者　御薗　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５９６号
北九州市小倉北区中井１丁目44番26―302号
債務者　松下　光子
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８６号
青森県北津軽郡板柳町大字三千石字木賊93番地１
債務者　福井　勇太
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
青森県黒石市北美町１丁目10番地　北美荘２号
債務者　澤　　幸司
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５８４号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目３番13号（カスミハイツⅡ101号）
債務者　須藤　和哉
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５９９号
千葉県松戸市松戸2296番地の14　三友ハイム205号
債務者　山田　俊明
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６３５号
千葉県松戸市高塚新田526番地の15
債務者　石井喜代子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１５２号
青森県黒石市あけぼの町88番地３
債務者　宇野　大一
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部